

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 8月23日
【会社名】	P C Iホールディングス株式会社
【英訳名】	P C I H o l d i n g s , I N C .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 天野 豊美
【本店の所在の場所】	東京都江東区南砂二丁目 1番12号
【電話番号】	(0 3) 5 6 3 3 - 7 9 4 0 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 井口 直裕
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区南砂二丁目 1番12号
【電話番号】	(0 3) 5 6 3 3 - 7 9 4 0 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 井口 直裕
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 111,000,000円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であり、平成28年 8月12日 (金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株 式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	54,000株	完全議決権株式であり株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成28年8月23日(火)開催の取締役会決議によります。

2. 本募集とは別に、平成28年8月23日(火)開催の取締役会において、当社普通株式300,000株の一般募集(以下「一般募集」という。)及び当社普通株式60,000株の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行うことを決議しております。また、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から54,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

3. 本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)であります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	54,000株	111,000,000	55,500,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	54,000株	111,000,000	55,500,000

（注）1．本募集は、前記「1 新規発行株式」（注）3．に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		みずほ証券株式会社	
割当株数		54,000株	
払込金額の総額		111,000,000円	
割当予定先の内容 （平成28年3月31日現在）	本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 坂井 辰史	
	資本金の額	1,251億円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主及び持株比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 95.8%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当社の株式の数（平成28年3月31日現在）	12,000株（注）4．
	取引関係	一般募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社	
	人的関係	-	
当該株券の保有に関する事項		-	

2．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。

3．発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額の総額は、平成28年8月12日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4．平成28年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っています。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	100株	平成28年9月27日(火)	該当事項はありません。	平成28年9月28日(水)

(注)1. 発行価格(会社法上の払込金額。以下同じ。)については、平成28年8月30日(火)から平成28年9月2日(金)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価格と同一の金額といたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

2. 本件第三者割当増資においては全株式をみずほ証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
3. みずほ証券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

場所	所在地
P C Iホールディングス株式会社 本社	東京都江東区南砂二丁目1番12号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 田町支店	東京都港区芝五丁目33番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
111,000,000	2,000,000	109,000,000

(注)1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額は、平成28年8月12日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限109,000,000円については、本件第三者割当増資と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額609,000,000円と合わせた手取概算額合計上限718,000,000円について、420,000千円(平成29年9月期:170,000千円、平成30年9月期:125,000千円、平成31年9月期:125,000千円)を連結子会社への投融資資金に、30,000千円(平成29年9月期:20,000千円、平成30年9月期:10,000千円)を社内システム投資に、残額を平成28年9月期において、金融機関より運転資金として借り入れた短期借入金の返済に充当する予定であります。

投融資資金については、いずれも連結子会社であるP C Iソリューションズ株式会社への投融資を予定しており、その使途は以下のとおりであります。

人的リソースの確実な確保に向け、新卒採用に係る大学の就職課訪問や会社説明会の開催等を中心とした従来型の手法に加え、同手法から成功報酬型の人材紹介会社を活用した手法への比重を高めていくことを企図し、これらの採用活動費として60,000千円(平成29年9月期:10,000千円、平成30年9月期:25,000千円、平成31年9月期:25,000千円)を充当する予定であります。

事業拡大に伴う東京本社オフィス移転に係る運搬費として5,000千円、移転先の共有部造作に係る設備費用として5,000千円、現行オフィスをソフトウェア開発センターとして改装するための設備費用及び開発環境向上のためのP C等ソフトウェア開発に必要な機器類の設備費用として75,000千円、並びに大阪事業所の移転及び設備費用として10,000千円、合計95,000千円(平成29年9月期)を充当する予定であります。

V - L o wマルチメディア放送（ 1 ）の受信機能関連及びV 2 X（ 2 ）技術の応用、並びにI o T（ 3 ）/ I o E（ 4 ）ソリューション事業（ 5 ）における先進技術を用いた新規事業開拓の研究開発費として265,000千円（平成29年9月期：65,000千円、平成30年9月期：100,000千円、平成31年9月期：100,000千円）を充当する予定であります。

また、P C Iソリューションズ株式会社には平成27年6月30日提出の有価証券届出書に基づく増資資金の一部につき投融資をしており、当該投融資に係る同社の充当計画、充当実績（本有価証券届出書提出日（平成28年8月23日）現在）及び今後の充当見込みは以下のとおりであります。

項目		区分	平成28年9月期まで	平成29年9月期	合計
投融資 （P C I ソ リューションズ 株式会社）	人材採用に係る費用への充当	充当計画	15,000千円	15,000千円 （注1）	30,000千円
		充当実績	15,000千円	-	15,000千円
		充当見込	-	15,000千円	15,000千円
	東京本社オフィス移転等に係る敷金、内装工事、什器・備品への充当	充当計画	-	150,000千円 （注2）	150,000千円
		充当実績	-	-	-
		充当見込	-	150,000千円	150,000千円
	研究開発に係る費用への充当	充当計画	105,000千円	35,000千円 （注3）	140,000千円
		充当実績	105,000千円	-	105,000千円
		充当見込	-	35,000千円	35,000千円

（注1）平成27年6月30日提出の有価証券届出書に基づく融資資金のうち15,000千円については、平成29年9月期に主に従来型の採用手法の強化のための費用として充当を予定しております。なお、同時期に充当予定の上記に記載しております10,000千円につきましては、成功報酬型の人材紹介会社を活用した採用費用として、充当を予定するものであります。

（注2）平成27年6月30日提出の有価証券届出書に基づく融資資金のうち150,000千円については、平成29年9月期にオフィス移転・増床（移転先敷金、内装工事、什器・備品購入等）のための費用として充当を予定しております。なお、同時期に充当予定の上記に記載しております95,000千円のうち、10,000千円につきましては、上述のオフィス移転・増床に係る運搬費（5,000千円）及び共有部造作に係る設備費用（5,000千円）として、追加で充当を予定するものであり、85,000千円につきましては、現行オフィスをソフトウェア開発センターとして改装するため設備費用及び開発環境向上のためのP C等ソフトウェア開発に必要な機器類の設備費用（75,000千円）、大阪事業所の移転及び設備費用（10,000千円）として、新たに充当を予定するものであります。

（注3）平成27年6月30日提出の有価証券届出書に基づく融資資金のうち35,000千円については、平成29年9月期にV - L o wマルチメディア放送受信のための基盤となる共通プラットフォームソフトウェア開発を主とした研究開発のための費用として充当を予定しております。なお、同時期に充当予定の上記に記載しております65,000千円につきましては、V - L o wマルチメディア放送の受信機器の多様化対応に加え、V 2 X技術の応用等のための研究開発費用として、充当を予定するものであります。

社内システム投資については、事業及びグループ拡大に伴う連結会計処理の正確性・効率性向上及び早期化を目的とした連結会計システム等の導入による資金として30,000千円を充当する予定であります。

上記手取金は、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

なお、設備計画の内容につきましては、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

（ 1 ） V - L o wマルチメディア放送

V - L o w帯（地上アナログテレビ終了後に空いたV H F帯の周波数跡地のうち、90MHz～108MHzの帯域を指す）の放送電波と通信回線を使用し、主に移動体端末向けに音声・映像・データ等のコンテンツの配信を行う新しい放送の形態のこと。

（ 2 ） V 2 X：（Vehicle to X）

自動車（Vehicle）と自動車、あるいは自動車と他の様々な機器やモノ（X）とを、通信でつなげること。

- (3) I o T : (Internet of Things)
コンピュータ等の情報・通信機器だけでなく、様々な「モノ」に通信機能を持たせ、インターネットに接続、相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測等を行うこと。
- (4) I o E : (Internet of Everything)
I o T よりも広い概念であり、ヒト・モノ・プロセス・データ等がインターネットにつながり、相互に通信が可能となる技術や状態、仕組みのこと。
- (5) I o T / I o E ソリューション事業
当社グループの事業区分の一つであり、当社グループ各事業における数多くの開発実績を背景に、I o T / I o E 技術のベースとなる通信技術・組込み制御技術・アプリケーション技術等の当社グループの強みを活かし、ソリューションの提案あるいは顧客企業との共同開発を行う事業のこと。

第 2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出し等について

当社は、平成28年8月23日（火）開催の取締役会において、本件第三者割当増資とは別に、当社普通株式300,000株の一般募集（一般募集）及び当社普通株式60,000株の売出し（引受人の買取引受による売出し）を行うことを決議しておりますが、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から54,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。本件第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が当社株主より借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために行われます。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成28年9月23日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

第 3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第 4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第11期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日（平成28年8月23日）現在以下のとおりとなっております。

重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手予定 年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
P C I ソリュ ーションズ株式会社	東京本社（東京 都江東区） (注) 3 .	移転後東京本 社オフィス	155,000 (注) 4 .		当社から の融資資 金 (注) 5 .	平成29年 9月期 (注) 7 .	平成29年 9月期 (注) 8 .	(注) 9 .
P C I ソリュ ーションズ株式会社	開発センター (東京都江東 区)	開発オフィス 及びP C 等ソ フトウェア開 発に必要な機 器	75,000		当社から の融資資 金 (注) 6 .	平成29年 9月期 (注) 7 .	平成29年 9月期 (注) 8 .	(注) 9 .
合計			230,000					

(注) 1 . 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 . 当社では、資産をセグメント別に配分していないため、セグメント別の記載を省略しております。

3 . P C I ソリューションズ株式会社東京本社の所在地は、東京都江東区であります。移転先につきましては現在のところ未定であります。

4 . 投資予定金額には、敷金・保証金等を含んでおります。

5 . 投資予定金額155,000千円の内、150,000千円は、平成27年6月30日提出の有価証券届出書に基づく増資資金の融資、残りの5,000千円は今回の増資資金の融資であります。

6 . 今回の増資資金の融資であります。

7 . 着手予定年月については平成29年9月期中を予定しております。

8 . 完了予定年月については平成29年9月期中を予定しております。

9 . 完成後の増加能力については、合理的な算出が困難なため、記載を省略しております。

2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第11期事業年度）及び四半期報告書（第12期 第3四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成28年8月23日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成28年8月23日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第11期事業年度）の提出日（平成27年12月21日）以後、本有価証券届出書提出日（平成28年8月23日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりであります。

平成27年12月22日提出の臨時報告書

1 提出理由

平成27年12月18日開催の当社第11回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年12月18日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき80円（普通配当金：70円、記念配当金：10円）

配当総額134,184,000円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年12月21日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役の事業年度に関する責任をより明確にし、経営環境に迅速に対応可能な経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条（取締役の任期）を変更するものであります。また、これに伴い、任期の調整に関する同条第2項を削除するものであります。

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条第2項及び第41条第2項の一部を変更するものです。なお、定款第29条第2項の変更に关しましては、各監査役の同意を得ております。

第3号議案 取締役7名選任の件

天野豊美、関谷恵美、岩橋正治、栗田健史、井口直裕、原口直道及び坂本忠弘の計7名を取締役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	8,491	15	-	（注）1	可決 98.96
第2号議案	8,492	14	-	（注）2	可決 98.97
第3号議案					
天野 豊美	8,469	37	-	（注）3	可決 98.71
関谷 恵美	8,470	36	-		可決 98.72
岩橋 正治	8,470	36	-		可決 98.72
栗田 健史	8,469	37	-		可決 98.71
井口 直裕	8,467	39	-		可決 98.68
原口 直道	8,467	39	-		可決 98.68
坂本 忠弘	8,468	38	-		可決 98.69

- （注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による
- 2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
- 3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

II 平成28年8月1日提出の臨時報告書

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの 株式会社 Y & U

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	3,372個	10.00%
異動後	3,372個	9.93%

- （注）1．議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 4,400株
- 2．平成28年8月1日（新株予約権行使後）現在の発行済株式総数 3,401,200株
- 3．異動前の総株主等の議決権に対する割合は、33,714個を基準に算出しております。異動後の総株主等の議決権に対する割合は、異動前の総株主等の議決権の数33,714個に、平成28年8月1日付で、新株予約権（ストック・オプション）の行使により増加する株式数に係る議決権の数254個を加算して算出した議決権の数33,968個を基準に算出しております。
- 4．総株主等の議決権に対する割合については、小数点以下第三位を四捨五入しております。
- 5．平成28年3月31日現在の株主名簿を基準に、当社において推定したものを記載しております。

(3) 当該異動の年月日
平成28年 8 月 1 日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数
資本金の額 660,074,200円
発行済株式総数 普通株式 3,401,200株

4 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金について、本有価証券届出書提出日（平成28年 8 月 23日）までの間において次のとおり増加しています。

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成27年10月1日～ 平成28年3月31日 （注）1．	8,800	1,686,700	2,816	653,541	2,816	621,996
平成28年4月1日 （注）2．	1,686,700	3,373,400	-	653,541	-	621,996
平成28年4月1日～ 平成28年8月23日 （注）1．	27,800	3,401,200	6,533	660,074	6,533	628,529

（注）1．新株予約権の行使による増加であります。

2．平成28年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第11期)	自 至	平成26年10月1日 平成27年9月30日	平成27年12月21日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第12期第3四半期)	自 至	平成28年4月1日 平成28年6月30日	平成28年8月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年12月18日

P C Iホールディングス株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代 表 社 員 公認会計士 岩田 巨人 印
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公認会計士 原田 知幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているP C Iホールディングス株式会社の平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、P C Iホールディングス株式会社及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年12月18日

P C Iホールディングス株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 岩 田 巨 人 印
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 原 田 知 幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているP C Iホールディングス株式会社の平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、P C Iホールディングス株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 8 月 5 日

P C Iホールディングス株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 岩 田 巨 人 印
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 原 田 知 幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているP C Iホールディングス株式会社の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年10月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、P C Iホールディングス株式会社及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2．X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。